

# タクシー運賃の一部を支援します！

# マイタク

ドア・ツー・ドア



でまんど相乗りタクシー

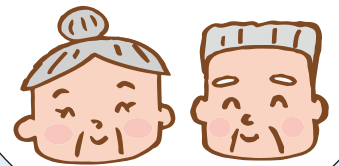
## 平成 28年 1月 23日 (土) 運行開始！

使って便利・乗って安心！

お年寄りや障害のある方などへ

お出かけの機会を提供します！

# マイタク



前橋市

※ 事前に登録申請が必要です。

(平成 27年 10月 1日(木)から受付開始 : 郵送による登録申請が基本)



### どんな登録条件なの？

前橋市に住民登録があり、次の登録条件のいずれかに該当する方が登録できます！

A : 年齢 75 歳以上の方

B : 年齢 65 歳以上で運転免許証 (普通・準中型・中型・大型) をお持ちで無い方

C : 下記の①～⑦のいずれかの該当者

①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護、要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者 (総合事業) ⑥難病患者、⑦妊産婦

D : 運転免許証を自主返納した方



### いくら支援が受けられるの？

● 登録者が複数でタクシーに同乗したとき  
⇒ 1人1乗車につき、最大 500 円を支援

● 登録者が1人でタクシーに乗車したとき  
⇒ タクシー運賃の半額を支援 ただし、1運行 1,000 円を上限とします。

※付添い人も同乗できますが、支援の対象外となります。

※一定の病気 (てんかん、統合失調症等) により免許が取消し等になっている方でマイタク申請を希望される方は、C条件により登録できる可能性がありますので、ご相談ください。



### 利用登録証交付申請書はどこでもらえるの？

市役所 (5階 : 交通政策課)、各地区支所、市民サービスセンター、地区公民館等

お問い合わせ

前橋市政策部交通政策課

TEL : 027-898-5939 FAX : 027-221-2809

027-898-5844



# マイタク Q&A

## Q1 どの時間帯に利用できるの？

A1 午前7時から午後6時までが利用可能時間（市の支援対象）となります。  
なお、土日祝日を含めて、運休日はありません。

## Q2 運行エリアは限定されるの？

A2 前橋市全域が基本となります。  
但し、乗車地、降車地のいずれか一方が前橋市内である運行でも、市の支援の対象とします。

## Q3 利用する時にはどうすればよいの？

A3 一般のタクシーと同様に前橋市内のタクシー会社に直接予約してご利用ください。  
(利用方法は一般のタクシーと同じです。)  
なお、前橋市内の病院や駅等に待機しているタクシー車両には、予約無しでご利用いただけますが、市外から戻る場合には、前橋市内のタクシー会社に直接予約してご利用ください。

## Q4 利用する時には、何を持ってタクシーに乗るの？

A4 登録者に交付される利用登録証と利用券を持ってタクシーに乗車してください。  
※ 乗車したとき、タクシー運転手に利用登録証を提示し、降車するときに、登録者1人に付き、1枚の利用券をタクシー運転手に渡してください。

## Q5 市からの支援は何回でも受けられるの？

A5 1人1日2回まで利用可能とします。(※1日に付き2回まで支援対象)  
また、1人が支援を受けられる年間上限回数は120回(60往復分)とします。  
※ 障害者割引、福祉ハイヤー利用券等との併用は可能とします。



## マイタクの上手な使い方

登録者が複数で相乗りになるほど、お得にご利用いただけます！

- 例) 2人で相乗り⇒1運行に付き、最大1,000円を支援。
- 3人で相乗り⇒1運行に付き、最大1,500円を支援。
- 4人で相乗り⇒1運行に付き、最大2,000円を支援。

※ タクシー運賃から上記の支援額を除いた残額が利用者の負担額となります。  
なお、支援額がタクシー運賃額を超えることはありません。



## 利用できる タクシー会社一覧

タクシー会社名	電話番号	所在地
アサカタクシー	027-231-8181	三俣町 1-5-14
東洋タクシー	027-264-1266	堤町 701-5
清水タクシー	027-243-4343	城東町 5-654-13
赤城タクシー	027-283-2305	茂木町 38
群中タクシー	027-263-4141	天川大島町 1-1
敷島タクシー	027-231-1108	敷島町 240-1
ナガイタクシー	027-231-8123	南町 3-21-8
日本中央タクシー	027-255-1112	三河町 1-3-6
新和タクシー	027-251-3111	元総社町 336-27
県都第一交通	027-251-4784	総社町 2-4-4